

スギ・ヒノキの森林所有者の皆さんへ 多摩の森林再生事業をご存じですか

手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の森林所有者と協定を結び、環境保全や土砂災害の防止に優れた森林環境を目指すため、都では、費用を全額負担して森林の間伐間引きを行う「多摩の森林再生事業」を実施しています。市では、都からの委託を受けて、この事業に取り組んでいます。

一般的に間伐には多額の

都との協定
▽所有者と都が25年の期間で協定を結びます。

費用がかかりますが、所有者の負担なしで森林の手入れを行うことができます。

間伐の方法
▽25年間に2回の間伐を行います。間伐の間隔は基本的に12年〜13年です。

▽対象の森林ごとに30%の本数を間伐します。

▽伐採した木は枝払いを行い、残った木の根元に横伏せします。

関心のある方は、気軽に相談ください。

問い合わせ 農林水産課 務水産係

傍聴へお出かけください 青梅市行財政改革推進委員会

日時 11月12日(月) 午後2時から
会場 市役所議会議棟3階第3委員会室

内容 青梅市行財政改革推進プランの取り組み状況

等の検証について
定員 先着10人
傍聴受付 当日の午後1時55分までに会場入り口で
問い合わせ 財政課

11月1日〜3月31日は ウォームビズ期間

冬の節電は、省エネ効果やCO2排出量の削減効果が夏よりも高いと言われています。皆さんも、あったかアイテムを取り入れて、室温20℃でも快適に過ごせる「ウォームビズ」に取り

組んでみませんか。
○職員はカーディガンの着用等、清潔感のあるあつたかスタイルで業務を行います。

○室温19℃の設定を徹底します。

e-Tax 操作講習会

国税庁ホームページの「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用すると、自宅等のパソコン等から申告等を行うことができます。

操作講習会を開催しますので、ご参加ください。

日時 11月20日(火) 午後7時30分から

後7時30分から
会場 市役所2階204会議室
対象 市内在住・在勤の給与所得者
内容 国税庁ホームページを利用した給与所得者の医療費控除、ふるさと納税(寄附金控除)の所得税確定申告書の作成について

国民年金保険料には 免除・納付猶予の制度があります

納付に困ったらご相談ください

経済的な理由などから国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請して日本年金機構で承認されると保険料納付の免除や猶予が受けられます。

①免除制度：本人、配偶者および世帯主それぞれ所得(免除を受けた期間と審査対象となる所得)が定められた基準以下(表2)であれば申請することができます。

②納付猶予制度：20〜50歳未満(※)の方で、本人配偶者それぞれの所得(納付猶予を受けた期間と審査対象となる所得)については表1参照)が定められた基準以下(表2)であれば申請することができます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

受給資格期間 承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。

年金額の計算 定められた率で減額された金額で

◆失業を理由とする方：退職(失業)した月(末日)

年金額の計算 老齢基礎年金額に計算されません。

表1 免除・納付猶予を受けたい期間と

| 年度 | 免除・納付猶予を受けたい期間 | 審査対象となる所得 |
|-------|----------------|-----------|
| 30年度分 | 30年7月〜31年6月 | 29年中所得 |
| 29年度分 | 29年7月〜30年6月 | 28年中所得 |
| 28年度分 | 28年10月〜29年6月 | 27年中所得 |

※申請時点から2年1か月前までの期間(保険料が納付済みの月を除く)に申請可

表2 所得の目安(平成30年度)

| 免除等の種類 | 所得の目安 | | | 一部納付額(月額) |
|-----------|-------|--------|--------|-----------|
| | 単身 | 2人世帯※1 | 4人世帯※2 | |
| 全額免除/納付猶予 | 57万円 | 92万円 | 162万円 | - |
| 4分の3免除 | 93万円 | 142万円 | 230万円 | 4,090円 |
| 半額免除 | 141万円 | 195万円 | 282万円 | 8,170円 |
| 4分の1免除 | 189万円 | 247万円 | 335万円 | 12,260円 |

※1 夫婦のみで、夫婦のどちらかに所得がある場合
※2 夫婦と子2人で、夫婦のどちらかに所得があり、子は16歳未満の場合

平成30年に国民年金保険料を納めた方へ 社会保険料控除証明書の送付

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。

納付した領収証書も必要
▼30年10月1日〜12月31日に30年に初めて国民年金保険料を納付した方は、31年2月上旬に2年前納をした場合は?

確定申告や年末調整等で社会保険料控除を受けるためには、納付を証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が送付されますので、確定申告や年末調整等にお使いください。

証明書の送付時期は?
▼30年1月1日〜9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬
※申告の際は、10月以降に

▼各年に相当する額を各年

に控除する場合(3年分を分けて申告)：「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」下部の3年分(3枚)の証明書は切り離さず、申告にお使いください。

▼青梅年金事務所 ☎30-3410

平成30年度決算説明会

青梅税務署では、不動産所得および事業所得の決算説明会を開催し、確定申告にあたっての留意点や、収支内訳書・青色申告決算書の書き方、家事費・家事関連費と必要経費の区分、消費税等の決算、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」・「e-Tax」の概要などについて説明します。ぜひご利用ください。

日時・会場 下表のとおり
問い合わせ 青梅税務署個人課税第1部門指導担当 橋本 ☎22-3185内線412

| | 日時 | 会場 |
|-------|-------------------------|---------------------------------|
| 不動産所得 | 11月30日(金) 午前9時30分〜正午 | 青梅青色申告会 3階会議室 (師岡町4-7-25) |
| 事業所得 | 11月30日(金) 午後1時30分〜4時 | 青梅商工会議所 3階会議室 (上町373-1) |
| | 12月3日(月) 午後1時30分〜4時 | |

青梅税務署駐車場の利用を中止します

青梅税務署の一般車両の駐車場は、次の期間、利用できません。

期間 31年2月1日(金)〜3月15日(金)
お越しの際は、公共交通機関をご利用になるか、近隣のコインパーキング等をご利用ください。
ご理解とご協力をお願いします。